

## 議案第21号

### 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年9月15日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」と

いう。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 <u>知事は、法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、自然ふれあい館に係る次に掲げる業務を行わせるものとする。</u></p> <p><u>(1) 自然ふれあい館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する事項について定めることを目的とする。</p>

(2) 前号に掲げるもののほか、自然ふれあい館の管理に関する業務のうち、知事のみ権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の管理の期間)

第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から3年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 自然ふれあい館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 自然ふれあい館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限等)

第6条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為

(行為の制限等)

第3条 自然ふれあい館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(4) その他知事が別に定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒み、又は自然ふれあい館からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然ふれあい館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(規則への委任)

第8条 略

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然ふれあい館の利用を拒むことができる。

(措置命令)

第4条 知事は、自然ふれあい館の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、自然ふれあい館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(管理の委託)

第5条 知事は、自然ふれあい館の管理を財団法人鳥取県観光事業団に委託する。

(規則への委任)

第6条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の規定によりされた行為の制限、措置命令等は、新条例の相当する規定によりされた行為の制限、措置命令等とみなす。